

# 久留米市立西国分小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

- (1) いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童（生徒）が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。
- (2) いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子どもにも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。
- (3) 児童（生徒）の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童（生徒）理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

## 2 いじめの防止に向けた学校組織体制について

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「心理的な影響」とは・・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

「物理的な影響」とは・・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

### (2) いじめの理解

いじめとは、どの子にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替りながら被害も加害も

経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、児童・生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童・生徒理解に努め、様々変化を捉えて、適切に対応していく。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の構造上の問題（無秩序等）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意が必要である。さらに社会に存在する人権問題と非常に共通点が多いこのようないじめの構造の、自分との関係性や不合理性を理解できるようにしていく。

### 3 いじめの防止等に関する考え方

国基本方針及び県基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本校において、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格・人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、人権が侵害されようとしている（されている）状態を感知し、他者の痛みを想像でき、これを「許せない」と思える感覚や、問題を指摘し解決できる実践的行動力等の育成とともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭に広め、一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見の取組の充実

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

### (3) いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題を学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築する。

### (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

### (5) 地域・家庭との積極的連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域学校協議会の活用・活性化をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進を図る。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

さらに、保護者はその子どもについて第一義的責任を有し、法第9条に定めるように、規範意識を養うための指導、いじめからの保護、いじめ防止措置への協力等を求められることから、家庭教育において適切な指導が行われるような働きかけを行う。

### (6) 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとり行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図っていく。

## 4 いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「西国分小学校いじめ防止基本方針」を定める。

かつ、策定した基本方針については、学校ホームページへ掲載、その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) 「校内いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、児童支援担当者、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター（必要に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等で構成する「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、月に1回、定期的に開催する。

## (3) 学校の取組状況の評価と検証

学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

特に、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## (4) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、連携強化に努める。

## (5) 「校内いじめ問題対策委員会」による評価・改善の取組

「校内いじめ問題対策委員会」において、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童（生徒）理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の取組項目を作成し、アンケート等による評価を適切に行い、かつ学校評価結果を受けて、以後の取組に生かす。

## 5 いじめの防止のための具体的取組について

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

#### ア 人間関係スキル育成の取組の推進

- ① 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験を取り入れる。
- ② 他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための活動を取り入れる。（グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等）

#### イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

- ① 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神を育むために系統的な指導を行う。

② 児童の実態に応じて、内容を十分に検討した題材や資料を取り扱った授業を実施する。

ウ 基本的生活習慣や規範意識の育成

① 一人ひとりの基本的生活習慣についての実態を把握し、実態に応じた指導を行う。

② 「西国分小学校の生活ときまり」を徹底するための指導を行う。

エ いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

① いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させ、「いじめは絶対にいけない」と言える学級・学年集団を育てる。

オ 児童（生徒）の自治活動の推進

① 児童会活動において、自己肯定感や自己有用感を高めるための取組を行う。

カ 児童（生徒）の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

① 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を計画的に行う。

② 異学年交流、保幼小中連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し共に生きる心を育てる。

(2) いじめの早期発見

ア いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を徹底を図る。

イ 「いじめアンケート」（記名）を定期的実施する。10月の久留米市「いじめ問題対応強化月間」では、児童には「いじめについてのアンケート」（無記名）、保護者には「家庭用チェックリスト」（いじめアンケート）を配布し、教育相談ポストの設置を行うとともに早期発見、早期解決に努める。

ウ 児童（生徒）や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間に「児童用教育相談アンケート」「家庭用教育相談アンケート」を実施（学期に1回程度）する。その後実態把握し、管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見等に努める。

エ 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。

オ 休み時間や昼休み、放課後等子どもたちの様子に目を配るなど、「子どもたちがいるところには教職員がいる」ことを心がける。

(3) いじめへの対応

ア いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、「校内いじめ問題対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童（生徒）やいじめを知らせてきた児童（生徒）の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた児童（生徒）・保護者への支援といじめを行った児童（生徒）への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた児童（生徒）の心のケアに努める。

ウ 学校がいじめの事実を確認した場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた児童（生徒）が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童

(生徒) に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

#### (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、児童（生徒）の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

ウ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

併せて、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

#### (5) 教員研修の充実

ア 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ 夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的実施する。

エ 授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ 教員と児童（生徒）及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

#### (6) 保護者・地域等への働きかけ

ア 保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットを配布し、インターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を努める。また、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら、より多くの大人が子どもの悩みなどに気づき、受け止めることができるようにする。

## 6 重大事態への対処について

いじめにより、児童（生徒）の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校

を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- (4) いじめられた児童（生徒）又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童（生徒）への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童（生徒）及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。